

大阪府学校支援人材バンクに関する設置要綱

(目的)

第1条 優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用することにより、児童・生徒に感動を与え、学習意欲や将来への夢を育む観点から、学校等に対し、対象となる人材に関する情報を提供するため、大阪府教育委員会に大阪府学校支援人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(個人情報の取扱い)

第2条 人材バンクにおける個人情報の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例の定めるところにより取り扱うものとする。また、個人情報の利用とその範囲、管理等については、「大阪府学校支援人材バンクにおける個人情報の取扱方針」により定めるものとする。

(要綱の見直し)

第3条 この要綱に規定した事項の見直しの必要が生じたときは、必要な手続きを経て行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。